

塩竈市高齢者移送サービス事業協定書

1. 名称 令和8年度塩竈市高齢者移送サービス事業
2. 協定場所 原則として、乗車地又は降車地のいずれかが本市内であること。
3. 協定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 協定金額 1枚 820円也

塩竈市（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、塩竈市高齢者移送サービス事業（以下「事業」という。）について次の条項により協定を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（総 則）

第1条 乙は、この協定書及び塩竈市高齢者等移送サービス事業実施要綱により、頭書の事業を完了しなければならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第2条 乙は、この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

（実施内容及び金額）

第3条 この実施内容は、利用者が甲の指定した乙の移送車両に乗車した場合に、あらかじめ利用者に交付している利用券によりその一部を助成する。

- 2 利用券1枚あたりの金額は、大型初乗り料金相当額（820円）とする。原則として、1か月3枚を当月分とする。ただし、過月分の利用は認めるが、未到来月分の利用は認めない。

（損害負担金）

第4条 事業の実施にあたり、乙に生じた損害又は乙が第三者に及ぼした損害の負担は、乙の責任で対処するものとする。

（請求及び支払方法）

第5条 乙は、利用券を1か月分取りまとめて翌月10日（休日の場合は後日）まで甲に請求し、甲は審査のうえ遅滞なく乙に支払うものとする。

（経理状況の保管）

第6条 乙は、利用券使用による帳票その他諸記録を保管し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、これらの書類を協定期間完了後5年間保存しなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合、乙に対し利用券使用に関する経理状況についての報告若しくは必要な書類の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第7条 乙は、事業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、この協定による事務の処理のために取り扱う個人情報については、別記「個人情報取扱事務特記事項」を遵守しなければならない。

（取材制限）

第9条 乙は、第三者から事業の実施に関する申込みを受けた場合、速やかに甲に報告しその指示に従わなければならない。

（立入り調査等）

第10条 甲は、事業の実施に関して随時立入り調査及び監査を行うことができるとともに、必要な指示を与えることができる。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙に不相当と認める事項があった場合は協定を解除し、利用券使用に伴う支払い金額の一部又は全額返還を命ずることができる。

2 前項の規定による協定解除にあたり、乙に生じた損害又は乙が甲に与えた損害は乙が負担するものとする。

(協定内容の変更)

第12条 協定期間中において、協定内容を変更する事項が生じた場合は、甲・乙協議のうえ協定内容を変更することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。なお、乙の使用人が乙の業務として行った行為は、乙の行為とみなす。

(1) 乙の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(2) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙又は乙の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙又は乙の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引している、又は不当に利用していると認められるとき。

(その他)

第14条 この協定に関し、疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和 8 年 月 日

甲代表者 住 所 塩竈市旭町1番1号
代表者名 塩竈市長 佐藤 光 樹

乙代表者 住 所
代表者名

(別記)

個人情報取扱事務特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による事務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3条 乙は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知)

第4条 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による事務の処理のために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。この場合において、乙は、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させるものとし、乙は、乙と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第8条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(実地調査等)

第9条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、実施状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(資料等の返還)

第10条 乙は、この契約による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。委託期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙が個人情報取扱事務特記事項に違反しているとき、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

注 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。